

※令和6年・7年返還分の遡り申請をする場合、右記条件のうち「住所」と「年齢」の基準日は下表のとおりです。

基準日

申請する対象	住所の基準日 (美里町に住所があること)	年齢の基準日 (35歳以下であること)
通常申請	申請する年の1月1日時点	申請する年度の1月1日時点
令和6年分	令和7年1月1日時点	令和7年1月1日時点
令和7年分	令和8年1月1日時点	令和8年1月1日時点

必要な書類

1. 申請書兼請求書
2. 奨学金貸与証明書その他奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するものの写し*
3. 償還表など、前年に返還すべき奨学金の額を証するものの写し
4. 奨学金返還額証明書、その他奨学金返還額を証するものの写し*
(奨学金返還証明書とセットで発行するものになります)
・令和6年分遡り申請の場合
「令和6年1月1日～令和6年12月31日」の奨学金返還額証明書
・令和7年分遡り申請の場合
「令和7年1月1日～令和7年12月31日」の奨学金返還額証明書
2年分遡り申請をする場合は、それぞれ1枚ずつご用意ください。
5. 雇用通知書、雇用契約書、在職証明書その他就業していることを証するものの写し
(日付が令和8年1月1日以降のもの)
6. 個人情報確認同意書

※日本学生支援機構で書類を発行する場合、14日ほどかかります。

1. 申請書兼請求書、5. 在職証明書、6. 個人情報確認同意書は、町ホームページからダウンロードできます。



町ホームページ
QRコード

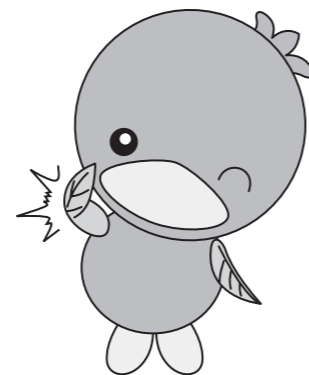
申請の流れ

①奨学金を返還する

②必要な書類を用意し提出する(通年受付)

③書類の審査

④交付決定通知および補助金交付



問い合わせ先

美里町教育委員会事務局 学校教育課 ☎76-0201

最大160万円補助！ 美里町奨学金返還支援事業補助金

～令和8年度から申請の「通年受付」を開始します

令和8年度限定で「過去2年分」の遡り申請ができます～

美里町では、町に定住するかたを対象に奨学金返還金額の一部を補助する制度を行っています。これまででは申請期間が限られていましたが、よりご利用しやすくなるよう、令和8年度より制度を拡充しました。

★申請の通年受付を開始！ 年間を通していつでも申請いただけます

★美里町奨学金返還支援事業補助金は、公務員も対象です

令和8年度限定

★過去2年分の「遡り申請」を受け付けます

対象	申請期間	
令和6年1月1日～12月31日に返還した奨学金の額	令和8年4月1日～令和9年3月31日	★令和8年度限定
令和7年1月1日～12月31日に返還した奨学金の額	令和8年4月1日～令和9年3月31日	★令和8年度限定
令和8年1月1日～12月31日に返還した奨学金の額	令和9年1月4日～令和9年12月28日	
令和9年1月1日～12月31日に返還した奨学金の額	令和10年1月4日～令和10年12月28日	

補助金額

対象額の**3分の2**を補助します。(年間上限**16万円**)

補助金を受けられる回数

1人あたり最大10回(対象年度ごとに1回)

補助対象者(通常申請)

- ・大学・短大・専門学校などの在学中に奨学金の貸与を受けていること
- ・前年に返還すべき奨学金の返還が終わっていること
- ・補助金を申請する年の1月1日時点において、町内に住所を有していること*
- ・補助金を申請する日の属する年に、就業していること
- ・補助金申請をする年度の1月1日時点において、35歳以下であること*
- ・申請した年から継続して5年以上町に居住する意思があること
- ・申請時点で、町税を滞納していないこと
- ・暴力団または暴力団員でないこと